

法人税実務事例検討

借入金の借換えに係る 期限前解約違約金の損金算入時期について

新日本アーンストアンドヤング税理士法人
エグゼクティブディレクター 税理士 石田 昌朗

本事例における留意点

借入契約を期限前に解約し、期限前解約違約金を支払った場合、その期限前解約違約金の確定した日の属する事業年度の損金の額に算入される。

事 例

当社は設備投資資金を A 銀行から長期借入金として調達しておりましたが、その借入金利が現在の調達金利よりも高いことから、借入金利の引き下げ交渉をしておりました。

その結果、借入契約の変更は難しいため、新たな借入契約により調達した資金を原資として長期借入金の期限前繰上弁済をすることとしました。

A 銀行からの長期借入金の残額は 10 億円であり、残期間は 3 年間でしたが、当社の余剰資金から 1 億円を捻出し、新たな借入契約は 9 億円を 3 年間で借り入れることとしました。

ただし、長期借入金を期限前に一括弁済する場合には、その借入残額の 2% の期限前解約違約金を A 銀行に支払う必要があり、当社の余剰資金から 2 千万円を支払いました。

この期限前解約違約金は、A 銀行の逸失利益の補てんと考えられることから、損害賠償金に類するものとして一時の費用であるとしておりますが、法人税の所得金額の計算においても、この会計処理が認められますか。

【当社の会計処理】

銀行預金	900,000,000 円	／	長期借入金	900,000,000 円
長期借入金	1,000,000,000 円	／	銀行預金	1,000,000,000 円
期限前違約金	20,000,000 円	／	銀行預金	20,000,000 円

I 本事例における法令等の検討

1 法人税法からの検討

当該事業年度の損金の額に算入すべきものとして法人税法第22条第3項及び第4項（各事業年度の所得の金額の計算）は、次のように規定しています。

3 内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、次に掲げる額とする。

一 当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額

二 前号に掲げるもののほか、当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用（償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。）の額

三 当該事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの

4 第二項に規定する当該事業年度の収益の額及び前項各号に掲げる額は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとする。

これは、法人が各事業年度の損金の額に算入される原価、費用及び損失の額の計算に当たっては、別段の定めがある事項を除き、会社法その他法人の利益の計算に関する法令の規定及び一般に認められた公正な企業会計の原則に基づき、利益の計算上公

正妥当と認められ、かつ、所得金額の計算上も合理的と認められる方法の適用を意図しているとされています。

2 法人税基本通達からの検討

法人税基本通達2-2-13（損害賠償金）において、「法人が、その業務の遂行に関連して他の者に与えた損害につき賠償をする場合において、当該事業年度終了の日までにその賠償すべき額が確定していないときであっても、同日までにその額として相手方に申し出た金額（相手方に対する申出に代えて第三者に寄託した額を含む。）に相当する金額（保険金等により補てんされることが明らかな部分の金額を除く。）を当該事業年度の未払金に計上したときは、これを認める。」と定めており、具体的な債務の金額が確定した事業年度での損金算入を認めております。

3 繰延資産についての検討

法人税法施行令第14条（繰延資産の範囲）では、

一 創立費（発起人に支払う報酬、設立登記のために支出する登録免許税その他法人の設立のために支出する費用で、当該法人の負担に帰すべきものをいう。）

二 開業費（法人の設立後事業を開始するまでの間に開業準備のために特別に支出する費用をいう。）

三 開発費（新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、資源の開発又は市場の開拓のために特別に支出する費用をいう。）

四 株式交付費（株券等の印刷費、資本金の増加の登記についての登録免許税その他自己の株式（出資を含む。）の交付のために支出する費用をいう。）

五 社債等発行費（社債券等の印刷費その他債券（新株予約権を含む。）の発行のために支出する費用をいう。）

六 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる費用で支出の効果がその支出の日以後一年以上に及ぶもの

イ 自己が便益を受ける公共的施設又は共同的施設の設置又は改良のために支出する費用

ロ 資産を賃借し又は使用するために支出する権利金、立ちのき料その他の費用

ハ 役務の提供を受けるために支出する権利金その他の費用

ニ 製品等の広告宣伝の用に供する資産を贈与したことにより生ずる費用

ホ イからニまでに掲げる費用のほか、自己が便益を受けるために支出する費用

を繰延資産として規定しています。

このように税法上の繰延資産は、会社法の繰延資産よりも広い概念で捉えられており、特に 6 号の費用ではあるが、その支出の効果がその支出の日以後一年以上に及ぶものについては、会計処理では一時の費用としている場合であっても、法人税の所得金額の計算においては繰延資産として取り扱われることとなります。

II 本事例における取扱いの検討

1 期限前解約違約金について

金融機関と債務者間で締結された金銭消費貸借契約において、債務者が残債務の繰上返済をした場合には、金融機関に対して解約違約金を支払う旨の約定を交わすことが一般的なようです。この解約違約金は、繰上返済により金融機関が失う将来の利益の補てんであり、一種の損害賠償金であると考えられています。

損害賠償金については、その支払うべき金額が確定した時点で具体的損失があったと考えられることから、原則として、上記 I 2 の通達の定めに従い、具体的に賠償すべき金額が確定した日の属する事業年度の損金の額に算入されることとなります。

2 繰延資産の該当性の検討について

ところで、貴社が A 銀行からの借入利率の引き下げ交渉を行った結果として、当初の長期借入契約を変更することが難しいため、貴社の余剰資金 1 億円を有効活用することにより 9 億円を 3 年間の借入期間とする新たな借入契約を締結したものではありませんが、その経済的実質は、長期借入契約を変更したものととも考えることも可能ではあります。

仮に、貴社と A 銀行との間で新たな借入契約を締結するのではなく、長期借入契約の利率の変更のみを行った場合において、残期間における当初の借入利率と変更後の借入利率の差額に相当する金額を違約金名目で一時に支払ったとしても、その違約金名目の一時金は借入利率の変更に伴う費用

であり、その支出の効果がその支出の日以後一年以上に及ぶことから、法人税法施行令第14条第1項第6号ホの繰延資産に該当するものと考えられます。

しかしながら、貴社とA銀行との間で交渉の結果、新たな借入契約により調達し9億円と余剰資金1億円とを原資に長期借入金の残額である10億円を一括弁済し、その一括弁済に伴い貴社の支出した期限前解約違約金は損害賠償金としての性格を有する損失であり、費用には該当しないと考えられます。

また、長期借入金の残額を一括弁済していることから、長期借入契約は消滅しており、その長期借入契約の期限前の解約に伴うA銀行が失う将来の利益の補てんとしての性格を有するため、期限前解約違約金は、損害賠償金として取り扱うことが相当と考えられます。

そうすると、上記I3の六に記載のように、繰延資産の範囲について「前各号に掲げるもののほか、次に掲げる費用で支出の効果がその支出の日以後一年以上に及ぶもの」と規定しており、法人の支出した費用のうち支出の効果がその支出の日以後一年以上に及ぶものを繰延資産の範囲に含めておりますが、法人の支出した損失のうち支出の効果がその支出の日以後一年以上に及ぶものは繰延資産の範囲に含まれておりません。したがって、貴社の期限前解約違約

金は繰延資産には該当しないと考えられます。

なお、一般的に貸倒損失や固定資産除却損失などの損失について、その支出の効果がその支出の日以後一年以上に及ぶものと考えられないことから、法人の支出した損失は繰延資産に該当しないことになると考えられます。

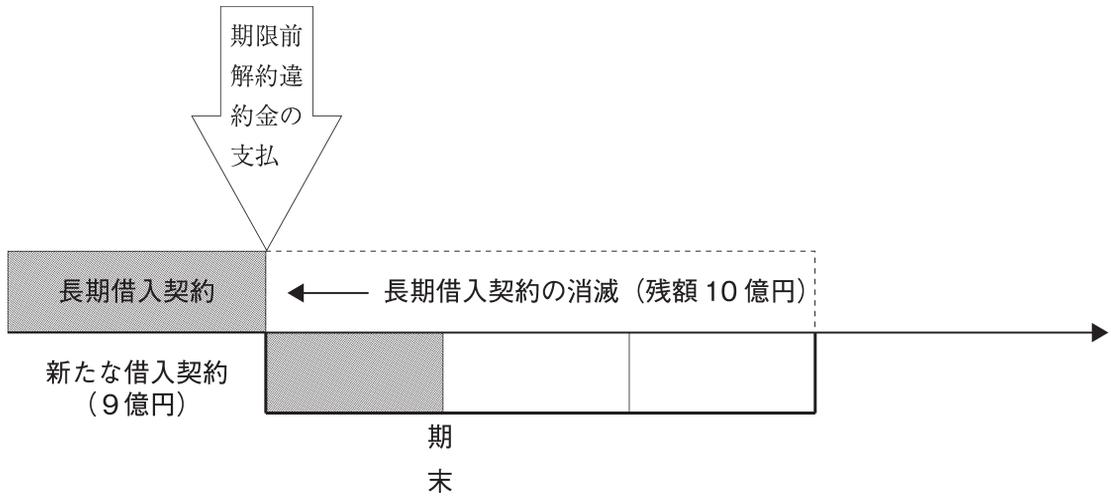
3 期限前解約違約金の損金算入時期

そして、上記I2に記載のように、法人税基本通達2-2-13で、「当該事業年度終了の日までにその賠償すべき額が確定していないときであっても、同日までにその額として相手方に申し出た金額に相当する金額を当該事業年度の未払金に計上したときは、これを認める。」と定められており、損害賠償金はその具体的な債務の金額が確定した事業年度の損金算入を認めています。

貴社の場合は、長期借入契約の消滅時（一括弁済時）に損害賠償金の具体的な債務の金額が確定していると認められます。

したがって、貴社が長期借入契約の期限前の一括繰上弁済に伴い支払う期限前解約違約金は、その金額の確定した日の属する事業年度の損金の額に算入され、繰延資産には該当しませんので、貴社の会計処理が法人税の所得金額の計算においても認められ、申告調整は不要となります。

【期限前解約違約金の概要図】



(了)